

富山家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

1 開催日時

平成29年6月30日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【家裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

大井きよみ，小川哲哉，田中雅子，中村昌史，波岡伸郎，原啓一郎，樋口真貴子，本田正則，藪道子

【事務担当者】

青木家裁事務局長，渡邊首席家裁調査官，中村家裁事務局次長，柳瀬家裁総務課長，酒井家裁総務課課長補佐，藤口主任書記官，平尾地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の各委員会での提言に対する取組状況について報告
- (4) 議事「家事事件手続法施行後の家事調停について」

ア 概要説明

イ 調停室等見学

ウ 意見交換

別紙のとおり

- (5) 任期終了委員の紹介及び挨拶

5 次回のテーマ

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進について」（地家裁委員

会共通)

6 次回の開催期日

12月19日(火) 午後2時から午後4時まで(合同開催)

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- DV被害を受けている女性から離婚調停の申立てがあった場合には、どのような配慮をしているのか。
- 手続説明を同席ではなく個別に行い、申立人と相手方の呼出時間をずらしたり、待合室を別の階にするなど、当事者双方が顔を合わせないように配慮している。また、帰宅の際も、相手方が庁舎を出たことを確認してから、申立人に帰宅してもらおうといった配慮もしている。
- 調停委員はどのように選考されているのか。
- 調停委員は、財産関係、法律関係等の専門的分野に係る方とともに、一般的な教養を備える方も選ばれており、遺産分割調停のように専門的分野に関する調停事件については、専門の調停委員が担当し、離婚事件のように社会一般の感覚や意見をいただきたいときには、専業主婦等も含めた一般の調停委員が担当するなど、事案に応じて担当している。選考については、公募の形式で行っているが、専門的分野に係る方については、例えば、弁護士会などの業界団体から推薦をいただいで選ぶ場合もある。
- 調停が成立するまでの期間はどのくらいか。
- 離婚調停が主となる夫婦関係調整調停事件では、昨年の当庁のデータで、平均回数が3回から4回程度、平均期間が4.5か月程度であり、全国平均とさほど変わらないが、事案によって様々で、長い場合は1年以上、短い場合は1回で成立する場合もある。
- 家事調停は、同じ時間帯に複数の期日が指定されることがあるのか。
- 当庁では、担当裁判官が3人おり、週に4日程度期日が指定されるが、午前・午後でそれぞれ四、五件ずつ指定されることが多い。

- その日の調停の論点整理や振り返りのために、メモを取ることは自由か。また、録音をすることは可能か。
- 録音は認めていないが、メモを取るのは自由である。なお、当庁では、連絡メモの書式を当事者に渡し、期日の内容や次回期日をメモしてもらい、そのメモを次回期日に持参してもらうという取組を始めたところである。
- 調停室などを見学して、調停室の鉢植えが造花だったのが気になった。調停の場における、心のギスギス感を和らげる効果があると思うので、もっと緑の配慮があれば良いのではないか。また、待合室のいすが固く、背もたれもないもので、居心地が悪そうに感じた。
- 裁判所というだけで、敷居が高く、利用しづらい雰囲気があるので、例えば、ウェブサイト到手続説明だけ掲載するのではなく、待合室や調停室がどうなっているか分かるように、写真などの画像を掲載してはどうか。
- 当庁における家事調停の広報としては、当庁に各種リーフレットを備え置いているほか、リーフレットの内容に応じて、関係機関に配布している。例えば、事前配布させていただいたリーフレット「家事事件のしおり」については、法務局、検察庁、県警察本部、弁護士会、法テラス、成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉士会、社会福祉協議会、税理士会、児童相談所、女性相談センターに配布している。
- 新聞社として裁判員制度に係る広報に関わったことがあるが、全国の地方紙に広告を出すといった大きなものだった。予算の問題もあると思うが、本気で制度周知を図る必要があるのであれば、あまり人の見ないような所にポスターを掲示するよりも、例えば、シンポジウム等を開催し、その結果を新聞やテレビ等のメディア媒体で公表するなどの方法もあるのではないか。
- 今日見せてもらった手続説明のDVDは分かりやすかったので、ウェブサイトでも自由に視聴できるようにしたり、配布したりすれば良いのではないか。
- 子供にとって、愛情のない家庭にずっといることが正しいとは限らず、DV等

の様々な事情もあつたりすると思うので、両親が離婚しないことが必ずしも正解とは思っていない。家裁調査官から子の生活状況等について話を聞かれる場面等で、幼稚園としても、協力できる部分はあると思っている。

- リーフレットを見て、家事調停の申立費用があまり高くないことを初めて知った。私のように知らない人も多いと思うので、この点をもっとPRしたらどうか。
- 調停室に近隣の小学生が描いた絵が飾ってあったが、どのような意図があるのか。離婚調停などにおいて、子供を連想させて、離婚を踏み止まらせようという意図があるのか。
- 無機質な部屋の雰囲気を和らげるために飾ってあるもので、子供を連想させて離婚を踏み止まらせるという意図はない。
- 個人的には、離婚調停中に、子供が描いた絵が飾ってあれば、心が揺らいでしまうのではないかと感じる。
- 近隣の小学校から御厚意で借用している絵であり、調停室が飾る場所として適切かを含めて、今後検討させていただく。
- 調停委員には一定のスキルが求められると思うが、研修体制はどうなっているのか。
- 調停委員選考時には、庁によって異なるが、面接や集団討論などを通じて適性を判断する。また、調停委員になってからも、新任調停委員研修を始め、最高裁が定める研修や自庁研修のほか、調停委員が作る団体である調停協会においても、裁判所職員を講師に招いて独自の研修を行っており、全て含めると月1回以上は研修が行われている。座学を中心として法的素養を高める研修に加え、ロールプレイなど実践的な方法により調停技法の修得を図る研修もある。例えば、先ほど話に出たDVについても、対応に基本的知識が必要となるため、精神科医による講義を設けている。調停委員は、これらの研修を通じて知識と技法を高めており、単なる経験だけに頼るものではないと御理解いただけると思う。
- 富山の調停委員は何人いるのか。

- 約160人である。
- 両親の離婚で一番傷つくのは、子供である。新しい家事事件手続法は、子の福祉への配慮が重視されており、素晴らしいと思う。子の意思の把握について、子それぞれに、是非分かりやすい説明をしてあげてほしい。時間をかけて、とことん子供の話に「傾聴」してほしい。子供の幸せに繋がるような調停を是非お願いしたい。
- 子の意思の把握は、主に家裁調査官が行うことになる。子の意向を聴く場面では、子に宛てて手紙を送ることがある。年齢ごとに理解力に差があるので、年齢に応じて文面を変えろといった配慮を行っている。
- 調停が終わった後のフォローは、何かされているのか。
- 調停が成立する等で事件として終了すれば、一旦、裁判所の手を離れることになるが、何か申立てがあれば動くことができる。例えば、調停で決まった養育費が未払となった場合には、差押え等の強制執行という方法もあるが、履行勧告という方法もある。履行勧告は、書面を提出しなくても電話によって手続を執ることができ、裁判官による調査命令に基づき、家裁調査官が手紙などで支払を促すもので、一定の効果がある。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の家事調停の手続運営の参考とさせていただきます。